税 TAX

市県民税の公的年金からの特別徴収制度

平成21年10月から、公的年金受給者の納税方法の便宜や市における徴収の効率化を図るため、市県民税を公的年金からあらかじめ差し引く特別徴収（天引き）制度が始まります。

対象となるのは、その年の4月1日に65歳以上の公的年金受給者で、厚生年金、共済年金、企業年金などの公的年金等にかかる所得に応じ（給与や事業などその他の所得は除き）計算した結果、その年度の市県民税の納税義務がある方になります。（65歳以上の方は年金収入に対し、最低120万円の控除がありますので、全ての方が対象となるわけではありません）

特別徴収となる市県民税は、社会保険庁などの「年金保険者」が、年金支給額からその税額を差し引き、市に直接納めます。受給者にはその差額が支払われることになりますが、この制度は、市県民税の納税方法を変更するもので、新たな税負担を伴うものではありません。

特別徴収となる公的年金の種類や税額などは、その年の6月に送付する税額決定通知書によりお知らせします。特別徴収が始まる年度の前半（6月、8月）については、従来の納付書または口座振替による納税方法となります。

※詳しくはお問い合わせください。

▼税務課

☎23局3509 FAX 23局0180

固定資産税にかかる閲覧・縦覧

平成21年度固定資産税の課税内容の確認のため「固定資産課税台帳の閲覧」「土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧」を行います。

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳の閲覧申請は、所有者のほかに借地・借家人なども行うことができます。ただし、借地の方は当該土地、借家の方は当該土地および家屋に限ります。また、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明を取ることもできます。

▼閲覧および記載事項の証明期間＝4月1日（水）～／午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）▼閲覧場所＝市役所税務課▼対象者・対象固定資産＝❶固定資産の納税義務者またはその同意を受けた方については、当該納税義務にかかる固定資産／❷土地について、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利（対価が支払われるものに限る）がある方については、当該権利の目的である土地／❸家屋について、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利（対価が支払われるものに限る）がある方については、当該権利の目的である家屋およびその敷地である土地／❹固定資産の処分をする権利がある一定の方については、当該権利の目的である固定資産　▼持ち物＝本人（同居の親族を含む）が閲覧する場合は、運転免許証・納税通知書など、本人と確認できるもの／借地・借家の方などが閲覧する場合は、権利関係を示す書面などと、運転免許証などの借地・借家人自身を確認できるもの

土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

土地縦覧帳簿および家屋縦覧帳簿を縦覧することにより、納税者が自分の土地・家屋の価格と、ほかの土地・家屋の価格とを比較することができます。縦覧は無料ですが、写しの交付は行いません。

▼縦覧期間＝4月1日（水）～6月1日（月）午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）▼縦覧場所＝市役所税務課　▼対象＝市内に所在する土地・家屋の固定資産税納税者（代理人含む）　▼縦覧帳簿の記載項目＝❶土地価格等縦覧帳簿（所在・地番・地目・地積・価格）／❷家屋価格等縦覧帳簿（所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格）　▼持ち物＝本人（同居の親族を含む）が縦覧する場合は、運転免許証・納税通知書など本人と確認できるもの／代理の方が縦覧する場合は、委任状と運転免許証などの代理人自身を確認できるもの　▼審査申出期間＝固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申し出は、4月1日から納税通知書の交付後60日までの期間

▼税務課

☎23局3510 FAX 23局0180